補助金等の見直し方針

1、目的

補助金等の適正化に向けた見直しについては、職員の町政推進プロジェクトによる「補助金見直しの方向性に関する答申書」により、本町単独の補助金の現状と課題、補助制度のあり方の提案がされました。しかし、補助の継続を前提とした金額の削減にとどまり、補助の必要性や有効性といった視点からの見直しまでには至っておらず、また継続して見直しを行うための仕組みがないため、補助期間の長期化による支援の既得権化や団体等の自立を阻害するなどの課題があります。

第6期湯前町行財政改革計画(令和元年度~令和3年度)において、町単独補助金等の施策の再構築として取り組むこととしており、今回このような状況を踏まえ、限られた財源の「選択と集中」を図り、補助金の公益性、行政負担の在り方、事業の成果など、補助金の適正化と、透明性の高い制度にするために策定します。

2、現状と課題について

補助金は、行政サービスを補完する公共的サービスの提供、公益的な町民及び団体の活動の助長など、町の施策を推進する上で貴重な役割を果たしていますが、町政推進プロジェクトによる補助金見直しでは、次の課題を指摘している。

(1) 団体等の自主性・自立性の阻害

補助金により団体等の運営全体を支援することが、団体等の自主性と自立性を阻害している。これは大部分を町補助金に依存していることが言える。

(2)補助の長期化

終期設定がされていないため、補助制度が創設されると長期にわたり交付が続いている。また長年続くことで補助の目的と達成基準が不明確になっている。これは補助金を頼りに運営を行っていることが慢性化し、結果的に補助対象者(団体)の自立を阻害している要因となっている。

(3)補助制度の周知不足

交付要項等がないことや旬報等での補助制度に関する周知がされていないこと等、十分な情報が交付を受ける補助対象者等に提供出来ていない。

(4) 補助制度の透明性の確保

補助対象者等の選定、補助効果に関する十分な情報が町民・団体等に提供されておらず、透明性に欠ける補助制度があるのではないか。

(5) 公益性等の確保

全ての補助金について、中長期的な政策目標との整合性、公益性、費用対効果、他の代替的方法と比較した優位性等を検討する必要がある。

(6)補助対象経費、算定基準が不明確

補助対象経費、算定基準について、不明確な補助金がある。

(7)補助率の適正化

全額補助、又はそれに近い補助額と率となっているものがあり、補助金への 依存度が高い補助団体等がある。一方で、団体の予算に占める補助金の割合が 低い補助制度もあり、統一的なルールの作成が必要である。

(8) 多額の繰越金の発生

補助額を超えるほどの繰越金が発生している補助対象団体等がある。

3、補助金の支出根拠について

補助金は、地方自治法(第232条の2)において、普通地方公共団体は、その公益上必要性がある場合に、寄附又は補助することができるとされています。

4、補助金の定義について

補助金は、町が特定の事業又は活動を助長奨励するため、公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するものとされています。

(※負担金は、町が法令・契約等に基づいて国や他の地方公共団体等が行う特定の事業から特定の利益を受ける事に対して一定の金額を負担し支出するもの)

5、補助金の趣旨について

補助金の本来の趣旨は、組織力や運営基盤が脆弱な「初期段階」の支援措置として、団体が自立出来るまでの一定期間について行われるべきものです。

また、町民からの税金等で交付するうえで、透明性の確保、説明責任が強く要求されるものと考えます。

6、補助金の基本的な考え方について

補助金は、公益上の必要性がある場合、認められるかどうかを以下のような確認と判断が必要と考えます。

- ① 町の政策目的である総合計画等の内容と方向性が合致し、町の政策的な要素 が強く、推進すべき事業と合致していると確認できること。
- ② 上記①の目的が具体的であり、町が関与して推進すべき事業であると確認できること。
- ③ 交付要綱等で補助金交付が明文化されていること。
- ④ 町民ニーズに対応したもので、補助金交付の効果があること。
- ⑤ 受益者が特定の者に偏らず、町民間に不公平が生じないこと。
- ⑥ その補助金の効果が、補助者のみではなく、広く地域の利益の増進につながること。

7、運営費補助金について

(1) 運営費補助の考え方

団体等の維持・存続を目的とする経費(人件費等)や施設運営費に対して補助する「運営費補助金」ではなく、原則として町の主要な施策を担う事業を実施するうえで必要となるもので、使途が限定された経費に対して補助する「事業費補助金」にシフトしていくことを基本的な考え方とします。

なお、補助金の見直し作業の過程では、団体等が事業運営のため、費用の大分部を補助金に依存している例が見受けられました。これは団体等の自主性・独立

性の確保という面から問題があり、長期にわたって継続している補助金は、それ を頼りに事業運営を行うことが慢性化し、結果的に団体等の自立を阻害すること になります。

- ① 団体等の設立目的に合致した運営がされているか、事業収益などの自主財源を有しているにもかかわらず、町補助金への過度な依存がないか。
- ② 他の団体や個人等への再補助になっていないか、食糧費等の補助目的外の使途が含まれていないか、
- ③ 過大な繰越金や独自の基金を積み立てていないか等、補助金の使途が適正であるか。
- ④ 団体の経営状況等から判断して、補助金の必要性があるか、又は補助金の金額が妥当か。
- ⑤ 事業予算の積算が詳細に精査されたものか、補助申請額が適正であるか。
- ⑥ 奨励的な補助金は、新規性・独創性、そしてモデル的・先駆的な事業などに 限っているか。
- ⑦ 他の代替的手段がある場合は、その方法を確認して交付すべきか否か判断しているか。

(2) 運営費補助金の対象経費について

- ① 算出根拠や積算内容が不明確なものは、その団体や個人に対し照会し、補助する必要性の乏しい経費や、過剰な経費への補助を求めるものが含まれている場合など負担の必要性を吟味し縮小を行うこと。
- ② 補助対象経費は事業費に限定し、飲食費、慶弔費、など事業の目的と実施に直接関係がない一般管理費的な費用は原則として対象経費とはしない。
- ③ 設立後間もない団体は、組織力や運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助が必要となる場合があるが、その場合、補助の対象となる経費の範囲を明確にし、かつ終期を設定し、段階的に減額または補助を終了する。
- ④ 他の団体、個人への再補助は原則として対象経費とはしない。
- ⑤ 財政力の極めて脆弱な団体等を除き、団体等の予算規模、又は補助対象事業費に対して補助金額が10%未満のものは原則廃止(終了)とする。
- ⑥ その団体に繰越金や基金積立がある場合は以下のとおりとする。
 - ア その補助する団体における全ての収入が、町の単独補助金の場合、事業活動を実施後、精算による剰余金がある場合は、当該年度の会計で町に戻入する。
 - イ 算出根拠や積算内容が不明確なものは、その団体や個人に対し照会 し、その団体の収支状況を確認するとともに、その団体に積立金会計 がある場合、決算見込み額における翌年度繰越金と、その基金積立金 総額を合わせた10%程度を減額する。

8、事業費補助について

(1) 事業費補助の考え方

補助金の適正化について、歳出抑制の視点だけでなく、全ての補助金について基本的に例外を設けず、以下の考え方に基づいて補助金の見直しを行うこととする。

① 上乗せ補助

国庫補助や県費補助の事業等に係る町の補助は、事業施策の目的や経費的な理由など、合理的な理由がない限り、国や県の補助要綱に定められた額を超える「上乗せ補助」は行わないこととする。

ただし、上乗せ補助を行う必要がある特殊な理由がある場合は、明確な目的とその補助額の根拠が示されない限り補助は行わない。 (近隣市町村との連携による事業を行う場合の上乗せ補助を含む)

② 全額補助

補助対象事業費の全額、又は大部分を補助金で賄っている事業で、所期の目的を達成し役目を終えているかどうか、自立が可能かどうか等を検証し、補助金の減額あるいは廃止(終了)をする。

③ 定額補助

補助基準があいまいなものは補助対象経費を明確にすること。また、 所期の目的を達成し役目を終えているかどうか等を検証し、補助金の減 額あるいは廃止(終了)をする。

(2) 事業費補助金の補助率について

① 義務的な補助金

法令や条例等の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められている場合、本町の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。

② 任意的な補助金

「目的と効果」「補助対象経費の明確化」「補助額の適正化」と併せて、補助率の設定は補助金額に影響し、団体や個人の事業資金の一部を構成することから、補助率の上限は原則として、補助対象経費の「2分の1以下」を上限とする。

③ 終期の設定

補助金が公金により成り立っていることを考えると、基本的に補助金は

永続するものではないことを常に意識し、財政健全化のため、常に終期を 見据えたうえで補助金の効果を検証し、そして見直しを行っていくことと する。なお、事業の目的や効果を定期的に検証するため、新設する補助金 等は、原則として補助期間(終期)を定め、また既存の補助金等について も、評価・見直しサイクルに合わせて補助期間(終期)を原則として3年 間以内とする。ただし、終期の到来が、当該補助金の自動的な終了を意味 するものではないが、継続するかどうか、その補助金の効果と必要性を検 証し判断すること。

また、国や県の制度による補助は、その制度の終了と併せて、原則、町の補助は終了とする。ただし町単独補助として継続する場合はその目的と根拠を明確にすること。

9 その他

当初予算編成時において、各款項目の款毎に計上される事業費補助金の額は、前年度の決算額を上限またはそれ以下とする、なお、新たな町単独の事業費補助制度の仕組みを盛り込む場合は、特殊な事情がない限り、その款毎の事業費補助金の総額の範囲内で調整を行うことを基本的な考え方とする。